

麻生議員提出資料

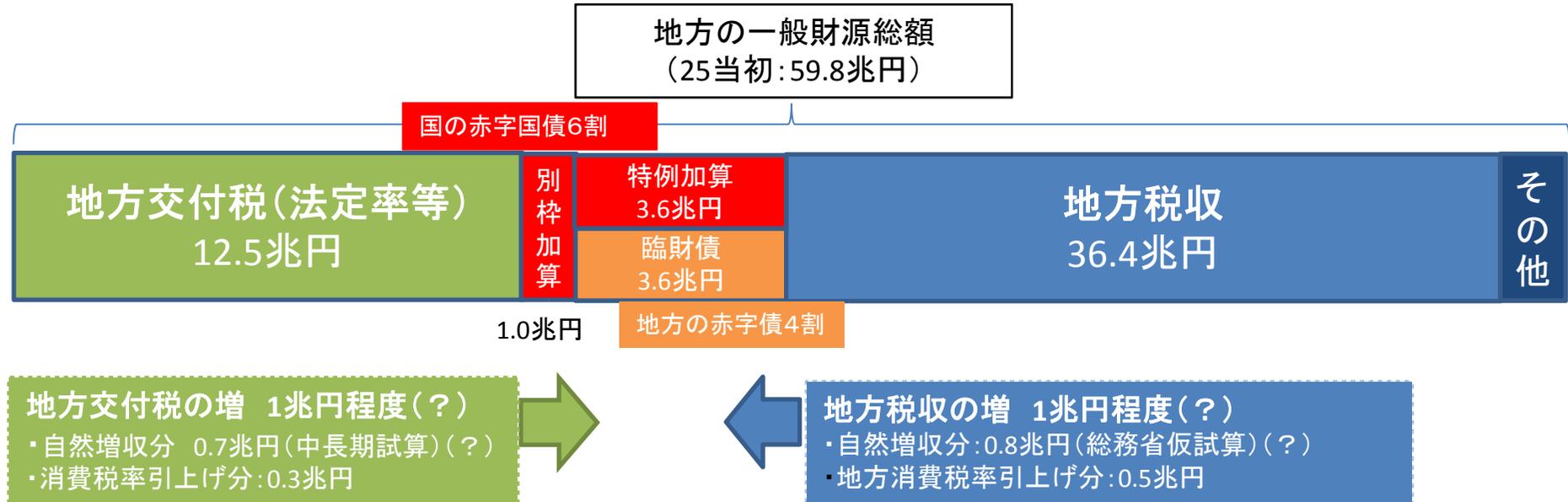
(地方財政・地域活性化関係)

平成25年11月29日

リーマンショック後の危機対応(地方交付税の別枠加算)の解消

- 平成26年度の地方の一般財源総額は、地方の安定的な財政運営の観点を踏まえ、平成25年度と実質的に同水準となるよう、適切な額を確保。
- その前提の下で、交付税の別枠加算(25当初1.0兆円)は、地方の財源不足(H25当初8.2兆円)を国6割、地方4割で負担し、リーマンショック後の危機対応として、地方の借金(臨財債)を抑制するもの。
- 平成26年度において、アベノミクスによる景気回復等により、地方交付税の法定率分が1兆円程度(中長期試算ベース)、地方税収も1兆円程度は増えると見込まれ、地方の財源不足は大幅に縮小する見込み⇒ 別枠加算を解消して国・地方折半に戻しても、地方の借金は減額できる。

(注)地方の財源不足が最大であった平成15年度(11.1兆円)(*)においても、国・地方折半で対応。
 (*)地方の財源不足に対して臨財債を発行するようになった平成13年度以降

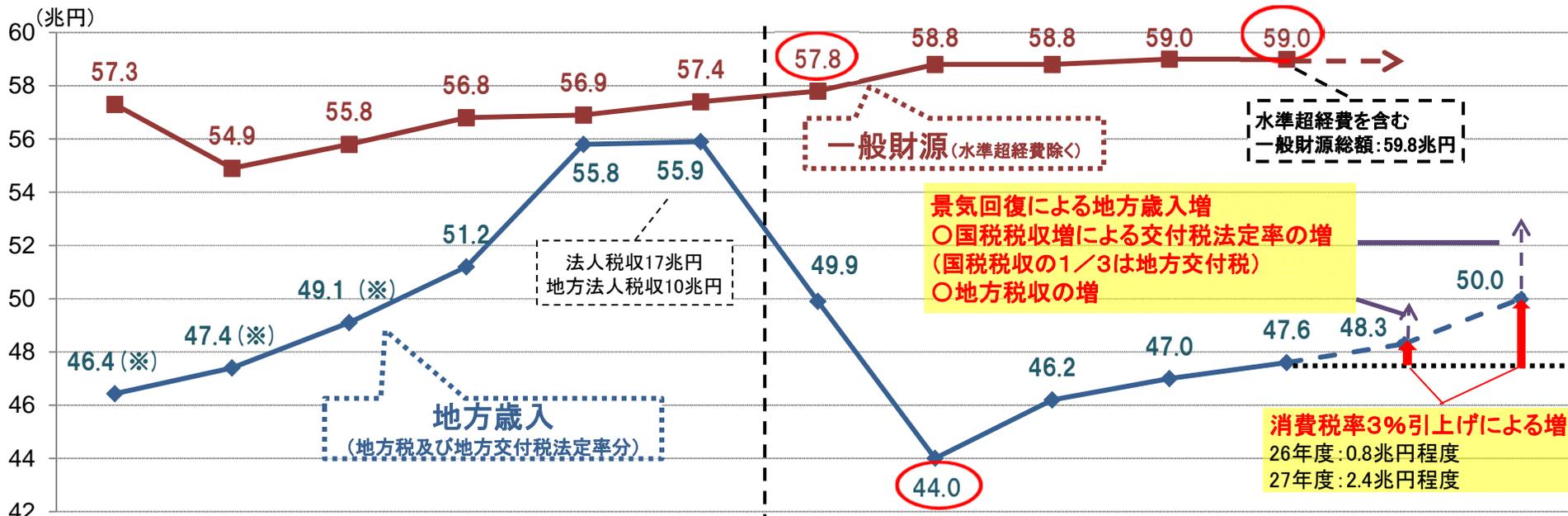


(注1) 地方交付税法法定率分は国税の増収の1/3増加。中長期試算(+2.0兆円)の自然増収を前提とすると+0.7兆円。

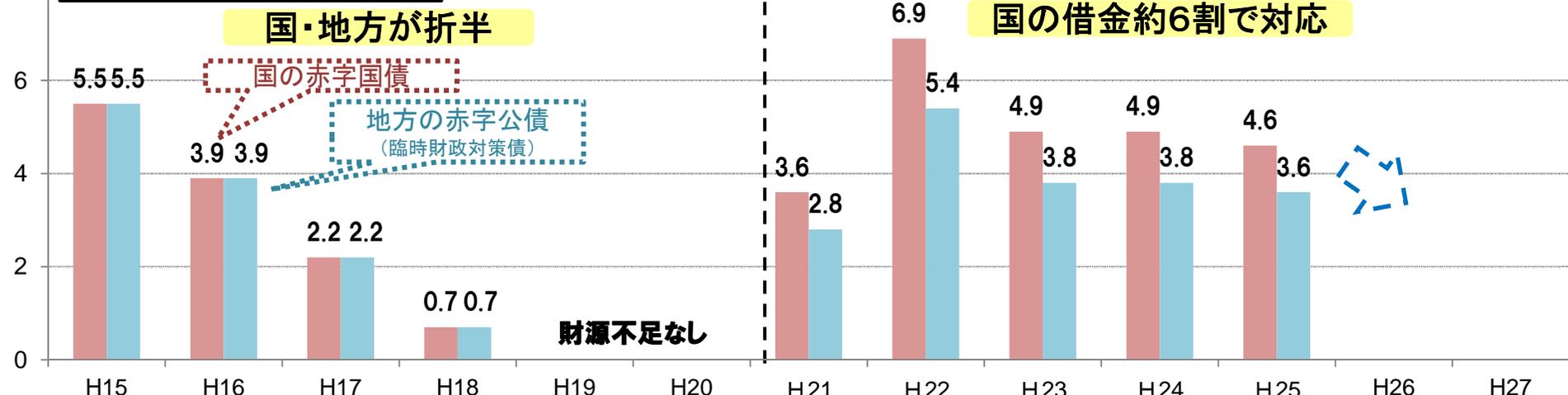
(注2) 地方税の自然増収は今年8月末の概算要求時点の総務省仮試算で+0.8兆円。社会保障の充実等の地方負担は0.3兆円程度(子ども・子育て支援が中心であることを踏まえた推計)。

地方交付税の別枠加算の経緯

➤ 地方の財源不足は国・地方が折半で借金して対応してきたが、リーマンショック後の危機対応として、平成21年度以降、国の借金約6割で対応し(別枠加算毎年1兆円以上)、地方の借金を抑制。



地方の財源不足への対応



(※)地方財政計画ベース。平成16年度及び17年度については、18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正(15年度: +3.0兆円、16年度: +2.6兆円、17年度: +1.9兆円)。26年度及び27年度については、25年度計画額に、一体改革による地方消費税及び地方交付税法分率の増を加算。23年度から25年度においては、法定加算0.2兆円を別途措置。